

# 「大宜味村民憲章」制定のお知らせ

わたしたち大宜味村には、村是として認識されてきた「人材を以って資源と為す」という言葉があります。明治37年に塩屋から移転新築されてからの大宜味小学校初代校長 親泊朝擧先生が学校経営目標として提唱された言葉です。

わたしたちの村、大宜味村は、この地理的・地形的条件から資源に乏しいこともあり、人材の育成に力を注いできた経緯があります。そして歴史の中でも多くの著名人や教育者、イギミゼーク（大宜味大工（職人））などを輩出し、県内外にも知られるところであり、「人材を以って資源と為す」という言葉についても広く知られ、教育分野において県内外で扱われるようになり、人材育成の機運が広まりました。

大宜味村第5次総合計画において「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」を村の将来像に掲げ、村の歩んできた歴史と先人たちの教えを地域づくりに活かし継承していこうと取り組んでいるところです。

その言葉「人材を以って資源と為す」の発祥は、大宜味村だということを再認識し、そのことを誇りに思わなければならないと感じております。

しかし、その「村是」という言葉自体が辞書に載っていないということで、扱い方に迷いが生じたこともありました。その言葉に込められた想いや意味を理解し、活かしていける村づくりとして、この村民憲章制定の機会に「村是」を定義づけ、「人材を以って資源と為す」をしっかりと「村是」として位置づけるとともに、村民が共通の大宜味村を誇りに思える心がけになるものとして、「大宜味村民憲章」を制定しました。

大宜味村長 宮 城 功 光

## 大宜味村民憲章

平成30年6月1日（大宜味村告示第29号）

わたしたちの村、大宜味村は、やんばると呼ばれ山・川・海などの豊かな自然に恵まれ、地域資源と共存し、村是である「人材を以って資源と為す」を精神的支柱として発展してきた誇り高い歴史と文化があります。

わたしたちは、先人から受け継がれてきたこの貴重な精神を財産にして、互いに支え合い、ふるさとに誇りをもち、平和の村をつくっていく決意を示すものとして、ここに大宜味村民憲章を定めます。

わたしたち大宜味村民は

- 一 先人の教えを尊重し豊かな心を育む村をつくります
- 一 豊かな自然に恵まれた歴史文化の薫り高い村をつくります
- 一 思いやり支え合う結いの心で住みよい村をつくります
- 一 身も心も健康で活気みなぎる明るい長寿の村をつくります

## 「人材を以って資源と為す」とは言葉のルーツ(発祥地)を探る

人材を以って資源と為すという言葉は、明治15年に塩屋番所の1角に創立した大宜味小学校が明治37年に、現村教育委員会(旧大宜味小学校)に新築移転した際の、移転初代校長親泊朝擢先生の学校経営目標として設定された言葉でした。その背景には、狭隘な土地と天然資源に乏しいおら我村を興す基礎となるのは教育による広い視野を身につけた「根性」のある人づくり、即ち「人材を以って資源と為す」というを提唱されてきた親泊先生の強い教育信念ではなかつたらうか。

明治時代から今日に至るまで、常に本県の教育や政治、財界をリードする人材を育成してきた実績は、誠に顕著であり、村民の誇りである。

その言葉の教訓は、長く教育立村の旗印となり村政の重大政策として反映され、今日の大宜味村発展の原動力となっている。(昭和57年大宜味小学校創立100周年記念誌より抜粋)

最近では、この言葉が国頭地区、県の教育委員会や県外においても教育の理想や目標として扱われるようになってきている。 大宜味村発祥の言葉としての誇りを・・・

## 「温故知新」今こそ

わたしたち大宜味村を含むやんばる三村(大宜味村・国頭村・東村)がやんばる国立公園に指定(平成28年9月)され、世界自然遺産候補地として、その豊かな自然資源が世界中から注目を集めようとしています。

また、わたしたちの特性で光るものは、「長寿の里」健康長寿の村としても世界的に知られるものとなっています。

それは、やはり先人達から授かった財産として深く感謝をしなければいけないと...

歴史の中で、明治時代「杣山処分」で、多くの民有地・村有地が産業開発の名目で杣山開墾払下げにより官有地(県又は国有地)となったが、大宜味間切では農民の死活問題として払下げ反対運動が展開され、村の共有管理林として認めさせた。それは、沖縄の林政史上画期的なことであった。

そのような歴史が、現在の村土及び自然資源環境や生活・文化に受け継がれ、世界自然遺産に繋がる礎ではないだろうか。

本村の教育方針として、「個性の尊重を基本とし、郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで、創造性、国際性に富む積極進取な人材育成と生涯学習の振興」をうたっている。

これまでも、村内の各種団体等が歩んできた実績からも進取の気風が垣間見られ、今こそ、その受け継がれてきた貴重な精神を財産にして、ふるさとへの想いを誇りにし、平和で心豊かな村をつつていきたいと願っています。

(※文章一部については、大宜味村誌(杣山処分と平良保一)から抜粋)

## 大宜味村民憲章制定の経緯

- 平成29年3月 第3回大宜味村議会定例会、村長の平成29年度施政方針において村民憲章制定についてを提案
- 平成29年9月 大宜味ルネサンス100人委員会(村出身者の学識経験者、有識者行政関係者などから構成された委員会)へ村民憲章素案作成について依頼
- 平成29年12月～平成30年2月  
大宜味ルネサンス100人委員会から素案として提案を受け、庁内において検討
- 平成30年3月 「広報大宜味(3月号)」に村民への素案公表と意見照会
- 平成30年5月 大宜味村の象徴制定検討委員会(村内各種団体、学識経験者、行政関係者等)において原案となる制定文を作成し答申を受ける
- 平成30年5月 庁議(役場庁内会議)において決定
- 平成30年6月1日 告示